

令和8年9月28日

保護者 各位

宮古島市教育委員会
教育長 宮城 克典
(公印省略)

宮古島市家族休暇制度（ラーケーション制度）の試行導入について（通知）

平素より本市教育行政に対し、ご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高い状況にあります。また繁忙期の違い等から、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が少なからずあると考えられます。

この状況に鑑み、児童生徒とその家族が学校授業日に休暇を取得しやすい環境をつくり、家族で過ごす時間を通して子どもの心身の成長と安定につながることを期待し、令和8年10月より宮古島市家族休暇制度（ラーケーション制度）を試行導入いたします。

つきましては、別紙要項をご参照のうえ、運用についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

【制度概要】

保護者の責任のもとで、児童生徒が学校授業日に、家族で過ごすことを目的として休むことができる制度である。取得した日は、欠席扱いにはなりません。

- 1 試行期間 令和8年10月～令和9年3月19日
- 2 取得日数 試行期間中3日まで（1日単位で、分散取得・連続取得ともに可）
- 3 対象活動 保護者の責任のもとで行われる家族とともに過ごす内容であること

※ 詳細については、別紙「試行導入実施要項」をご参照ください。

※ 本制度のさらなる改善や課題把握のため、令和9年2月末頃を目途にアンケートを実施いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

【本件担当課】

宮古島市教育委員会 学校教育課
TEL:0980-72-9959 FAX:0980-73-1976
E-mail 2322.kensuke@city.miyakojima.lg.jp

宮古島市家族休暇制度（ラーケーション制度）試行導入実施要項

宮古島市教育委員会

1 目 的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高い状況にあります。また繁忙期の違い等から、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が少なからずあると考えられることから、児童生徒とその家族が学校授業日に休暇を取得しやすい環境を創り、家族で過ごす時間（取組）を通して子どもの心身の成長と安定につなげる制度として試行的に導入する。

【制度概要】

保護者の責任のもとで、児童生徒が学校授業日に、家族で過ごすことを目的として休むことができる制度である。取得した日は、欠席扱いにはなりません。

2 試行期間 令和8年10月 ～ 令和9年3月19日

3 対 象 宮古島市立小・中学校の児童生徒

4 取得日数 試行期間中3日まで（1日単位で、分散取得・連続取得ともに可）

5 対象活動 保護者の責任のもとで行われる家族とともに過ごす内容であること

6 制度の運用について

- （1） 取得日については通常の欠席とせず、指導要録の「出席停止・忌引等の日数」に含まれる日数として取り扱うこととする。
- （2） 取得対象とならない日については、学校の実情に合わせて学校長が判断し決定する。

7 届出手続きについて

- （1） 保護者より学校へ届け出なければならない。届出方法は、所定の休暇届出書に記入し届け出ること。
- （2） 届出は、原則、取得希望日の1週間前までに届け出ることとする。ただし、急な事情により取得する必要がある場合は、学校へ相談すること。

8 休暇中の授業（学習）について

休暇中の授業（学習）についての補充は本人の自主学習での対応とし、学校による補習等は行わない。授業内容や進度等については、担当の先生に相談すること。

9 安全確保について

保護者の責任のもと、児童生徒の安全を十分確保すること。

※ この休暇は学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象にはなりません。

【アンケートの実施について】

本制度のさらなる改善や課題等を把握するために、令和9年2月末頃を目途にアンケートを実施いたします。ご協力をよろしくお願いします。